

資 料

1. 台東区障害者福祉施策推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 台東区における障害者福祉施策を総合的、計画的に推進するため、台東区障害者福祉施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(構 成)

第2条 推進協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する者及び別表に定める職にある者をもって構成する。

- (1) 学 識 経 験 者 2名以内
- (2) 医 療 関 係 者 6名以内
- (3) 障 害 者 団 体 関 係 者 7名以内
- (4) 区 民 等 5名以内
- (5) 関 係 機 関 職 員 3名以内

(協議事項)

第3条 推進協議会は、次の項目を協議する。

- (1) 台東区障害者福祉計画の推進
- (2) 台東区障害者福祉計画の改定
- (3) 台東区障害福祉計画の推進
- (4) 台東区障害福祉計画の改定
- (5) その他、区長が必要と認める事項

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から次年度末までとし、再任を妨げない。ただし、委員が任期中に辞任したとき又は欠けたときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 推進協議会の委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し主宰する。
- 3 委員長は、協議会の会議において必要と認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(検討部会)

第6条 台東区障害者福祉計画及び台東区障害福祉計画の展開や、推進に必要な事項を検討するため、推進協議会に検討部会を置くことができる。

- 2 前項の検討部会は、庁内検討会及び当事者検討チームとする。

(会議及び会議録等の取扱い)

第7条 推進協議会及び検討部会の会議、会議録及び会議にかかる資料（以下「会議録等」という。）は公開する。ただし、委員長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議録等を公開しないことができる。

2 会議録等を公開するときは、委員長は必要な条件を付することができる。

(事務局)

第8条 推進協議会の事務局は、福祉部障害福祉課及び健康部保健予防課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会及び検討部会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附則（略）

別表

| |
|------------|
| 企画財政部長 |
| 区民部長 |
| 福祉部長 |
| 保健所長 |
| 教育委員会事務局次長 |

2. 委員名簿

■平成 26 年度 台東区障害者福祉施策推進協議会委員

| 氏 名 | 所 属 |
|--------|------------------------------|
| 赤塚 光子 | 元立教大学 教授 |
| 小川 浩 | 大妻女子大学 人間関係学部 教授 |
| 関戸 俊樹 | 公益社団法人 浅草医師会 副会長 ※26年6月24日まで |
| 善平 朝昭 | 公益社団法人 浅草医師会 副会長 ※26年6月25日から |
| 鈴木 仁一 | 一般社団法人 下谷医師会 副会長 |
| 蛭谷 剛文 | 公益社団法人 浅草歯科医師会 会長 |
| 奥沢 康彦 | 公益社団法人 東京都台東区歯科医師会 副会長 |
| 高橋 正也 | 一般社団法人 浅草薬剤師会 副会長 |
| 浅野 佐奈枝 | 一般社団法人 下谷薬剤師会 理事 |
| 中村 輝彦 | 台東区視覚障害者福祉協会 会長 |
| 米澤 芳美 | 台東区手をつなぐ親の会 副会長 |
| 勝呂 みゆき | 台東区身障児者を守る父母の会 副会長 |
| 中島 直良 | 台東区脳卒中リハビリ協会 会長 |
| 折山 曜三 | 台東区聴覚障害者協会 会長 |
| 田中 きん子 | 台東区精神障害者家族会(さくら草の会) 会長 |
| 市川 世津子 | 民生委員・児童委員協議会 障害福祉部会長 |
| 大瀧 寛子 | 台東区町会連合会女性部 常任幹事 |
| 安永 伸一 | 株式会社メトロフルール 取締役 |
| 柳沼 まゆみ | 公募委員 |
| 野坂 羊子 | 公募委員 |
| 岩崎 政行 | 台東区社会福祉協議会 常務理事・事務局長 |
| 笹田 繁 | 社会福祉法人台東つばさ福社会 事務局長 |
| 高橋 毅 | 社会福祉法人清峰会 浅草ほうらい施設長 |
| 荒川 聡一郎 | 台東区企画財政部長 |
| 西島 久雄 | 台東区区民部長 |
| 神部 忠夫 | 台東区教育委員会事務局次長 |
| 清古 愛弓 | 台東区台東保健所長 |
| 田邊 英一 | 台東区福祉部長 |

■平成 26 年度当事者検討チーム委員

| 氏 名 | 所 属 |
|--------|-----------------------------|
| 君山 誠 | 台東区視覚障害者福祉協会 福利厚生担当 |
| 折山 曜三 | 台東区聴覚障害者協会 会長 |
| 米澤 芳美 | 台東区手をつなぐ親の会 副会長 ※26年5月9日まで |
| 石塚 泰子 | 台東区手をつなぐ親の会 副会長 ※26年5月10日より |
| 須原 久雄 | 台東区身障児者を守る父母の会 副会長 |
| 高橋 庄市郎 | 台東区脳卒中リハビリ協会 副会長 |
| 田中 きん子 | 台東区精神障害者家族会 会長 |
| 井上 太一 | NPO 法人台東メンタルコミュニティあさがお 施設長 |
| 飯塚 博美 | NPO 法人ほおずきの会 |
| 石井 昭男 | NPO 法人りんご村 理事長 |
| 野坂 羊子 | NPO 法人つなぐ台東 理事長 |
| 山口 潤 | 社会福祉法人台東つばさ福祉会 支援係長 |
| 長岡 眞由 | 社会福祉法人清峰会 障害者支援施設浅草ほうらい 部長 |
| 東坊城 敦代 | 松が谷福祉会館 こども療育担当係長 |
| 堤 照幸 | 台東区障害福祉課長 |
| 植原 昭治 | 台東区保健予防課長 |

■平成 26 年度 庁内検討会委員

| 氏 名 | 所 属 |
|-------|-----------------------|
| 田邊 英一 | 福祉部長 |
| 清古 愛弓 | 台東保健所長 |
| 佐藤 徳久 | 企画課長 |
| 原嶋 伸夫 | 財政課長 |
| 嶋田 邦彦 | 危機管理課長 |
| 酒井 まり | 子育て支援課長 |
| 菅谷 健治 | 産業振興課長 |
| 飯島 守人 | 福祉部参事（福祉課長事務取扱） |
| 木村 隆明 | 健康課長 |
| 小池 梨花 | 健康部参事（保健サービス課長事務取扱） |
| 田中 充 | 学務課長 |
| 前田 幹生 | 児童保育課長 |
| 堤 照幸 | 障害福祉課長 |
| 姫野 薫 | 福祉部副参事（松が谷福祉会館館長事務取扱） |
| 植原 昭治 | 保健予防課長 |

■平成 26 年度 作業部会委員

| 氏 名 | 所 属 |
|--------|-----------------------|
| 堤 照幸 | 障害福祉課長 |
| 姫野 薫 | 福祉部副参事（松が谷福祉会館館長事務取扱） |
| 植原 昭治 | 保健予防課長 |
| 山下 大輔 | 企画課 |
| 河野 友和 | 財政課主査 |
| 倉片 康一 | 危機管理課担当係長 |
| 宮野 浩美 | 子育て支援課子育て支援係長 |
| 浦里 健太郎 | 産業振興課担当係長 |
| 武田 幸子 | 福祉課庶務係長 |
| 前田 泰史 | 健康課担当係長 |
| 石川 泰子 | 保健サービス課担当係長 |
| 曲山 久美子 | 学務課主査 |
| 星野 京子 | 児童保育課保育相談係長 |
| 鵜飼 英彦 | 障害福祉課担当係長 |
| 榎本 昭夫 | 障害福祉課担当係長 |
| 苛原 千代美 | 障害福祉課担当係長 |
| 錦織 美之 | 松が谷福祉会館担当係長 |
| 大吉 廣和 | 松が谷福祉会館担当係長 |
| 東坊城 敦代 | 松が谷福祉会館担当係長 |
| 内田 透 | 松が谷福祉会館主査 |
| 立石 淑子 | 保健予防課担当係長 |

■平成 26 年度 台東区障害者地域自立支援協議会委員

| 名 前 | 所 属 |
|--------|--|
| 赤塚 光子 | 元立教大学 教授 |
| 坂本 信江 | 特定非営利活動法人 ウェルワーク do シャンホウ Cafe 香逢 (しゃんほう) |
| 桐木 愛香 | 特定非営利活動法人 りんご村 相談支援センターアップル |
| 望月 淳 | 社会福祉法人 台東つばさ福祉会 障害者就労支援室 |
| 服部 高志 | 社会福祉法人 台東つばさ福祉会 つばさ放課後クラブ |
| 村木 美枝 | 特定非営利活動法人 ほおずきの会 相談支援センターほおずき ※27年1月13日まで |
| 田添 映里 | 特定非営利活動法人 ほおずきの会 相談支援センターほおずき ※27年1月14日から |
| 長岡 眞由 | 社会福祉法人 清峰会 福祉プラザ台東清峰会 浅草ほうらい |
| 小山 朋範 | 特定非営利活動法人つなぐ台東 たいとう第二福祉作業所 |
| 藤巻 桂奈 | 特定非営利活動法人耕房 耕房光 |
| 井上 太一 | 特定非営利活動法人 台東メンタルコミュニティ 台東区精神障害者地域生活支援センターあさがお |
| 足立 久雄 | ハローワーク上野 業務部長 |
| 東坊城 敦代 | 松が谷福祉会館 こども療育室 |
| 堤 照幸 | 台東区障害福祉課長 |
| 植原 昭治 | 台東区保健予防課長 |

■平成 26 年度 台東区障害者地域自立支援協議会各部会委員

①就労部会

| 名 前 | 所 属 |
|-------|---|
| 望月 淳 | 社会福祉法人台東つばさ福祉会 障害者就労支援室 |
| 小山 朋範 | 特定非営利活動法人つなぐ台東 たいとう第二福祉作業所 (就労継続支援B型事業所) |
| 藤巻 桂奈 | 特定非営利活動法人耕房 耕房光 (就労継続支援B型事業所) |
| 岩浪 和広 | ハローワーク上野 (専門援助第二部門統括) |
| 安永 伸一 | 株式会社メトロフルール (東京地下鉄株式会社 特例子会社) |
| 高橋 順一 | 台東区障害福祉課施策推進担当 |
| 大竹 久子 | 松が谷福祉会館障害者自立支援センター |

②相談支援部会

| 名 前 | 所 属 |
|--------|---|
| 桐木 愛香 | 特定非営利活動法人りんご村 相談支援センターアップル |
| 村木 美枝 | 特定非営利活動法人 ほおずきの会 相談支援センターほおずき ※27年1月13日まで |
| 田添 映里 | 特定非営利活動法人 ほおずきの会 相談支援センターほおずき ※27年1月14日から |
| 井上 太一 | 特定非営利活動法人台東メンタルコミュニティ 台東区精神障害者地域生活支援センターあさがお |
| 長岡 眞由 | 社会福祉法人清峰会 障害者支援施設浅草ほうらい |
| 菊池 俊 | 特定非営利活動法人自立生活センターたいとう |
| 渡辺 由美子 | 特定非営利活動法人自立生活センターたいとう |
| 石川 哲也 | 社会福祉法人台東つばさ福祉会 つばさ相談支援センター |
| 西田 昌弘 | 台東区障害福祉課総合相談担当 |
| 峯田 裕子 | 台東区保健予防課精神保健担当 |
| 村松 聖美 | 松が谷福祉会館障害者自立支援センター |

③くらしの部会

| 名 前 | 所 属 |
|--------|------------------------------------|
| 服部 高志 | 社会福祉法人台東つばさ福祉会 つばさ放課後クラブ |
| 丸山 雅士 | 特定非営利活動法人ほおずきの会 ぐるーぷポテト |
| 山本 英恵 | 特定非営利活動法人トータルサポートたいとう |
| 加地 洋平 | 社会福祉法人清峰会 障害者支援施設 浅草ほうらい |
| 武井 知滋 | 特定非営利活動法人りんご村 グループホームアポロ |
| 竹谷 友香里 | 特定非営利活動法人りんご村 生活ホームりんご村 |
| 渡嘉敷 翔子 | 特定非営利活動法人台東メンタルコミュニティ 第2チェリーハウス |
| 杉田 日香里 | 特定非営利活動法人 地域生活支援センター ささら |
| 鵜飼 英彦 | 台東区障害福祉課施策推進担当 |
| 大吉 廣和 | 松が谷福祉会館障害者デイサービス |
| 倉野 三鈴 | 松が谷福祉会館障害者自立支援センター |

3. 策定経過

(1) 台東区障害者福祉施策推進協議会

| 回 | 日付 | 内容 |
|-----|------------|--|
| 第1回 | 平成26年3月4日 | ・平成25年度台東区障害者実態調査結果及び第4期台東区障害福祉計画の策定について ・第4期台東区障害福祉計画策定スケジュール（案）について |
| 第2回 | 平成26年6月23日 | ・当事者検討チーム会議及び台東区障害者地域自立支援協議会での意見・要望（要旨）について ・第4期台東区障害福祉計画の体系（案）について |
| 第3回 | 平成26年9月1日 | ・第4期障害福祉計画策定に係る基礎資料について ・第4期台東区障害福祉計画の主要事業（案）、体系（案）、骨子（案）について |
| 第4回 | 平成26年12月1日 | ・第4期台東区障害福祉計画中間のまとめ（案）について |
| 第5回 | 平成27年1月19日 | ・第4期台東区障害福祉計画（案）について |

(2) 当事者検討チーム会議

| 回 | 日付 | 内容 |
|-----|-------------|---|
| 第1回 | 平成26年2月27日 | ・平成25年度台東区障害者実態調査結果及び第4期台東区障害福祉計画の策定について ・第4期台東区障害福祉計画策定スケジュール（案）について |
| 第2回 | 平成26年4月30日 | ・第4期台東区障害福祉計画の体系（案）について ・第3期台東区障害福祉計画における主要事業の進捗状況について 〔相談支援の充実、在宅サービスの充実、権利擁護の推進、障害の発見と支援の充実、障害者の雇用・就労支援体制の整備〕 |
| 第3回 | 平成26年5月19日 | ・第3期台東区障害福祉計画における主要事業の進捗状況について 〔居住環境の整備・日中活動の場の整備、防災・安全・バリアフリーのまちづくり、こころのバリアフリーの推進、マンパワー（福祉人材）の育成・確保〕 |
| 第4回 | 平成26年8月25日 | ・第4期障害福祉計画策定に係る基礎資料について ・第4期台東区障害福祉計画の主要事業（案）、体系（案）、骨子（案）について |
| 第5回 | 平成26年11月14日 | ・第4期台東区障害福祉計画中間のまとめ（案）について |

(3) 庁内検討会議

| 回 | 日付 | 内容 |
|-----|-------------|--|
| 第1回 | 平成26年4月14日 | <ul style="list-style-type: none">・第4期台東区障害福祉計画の策定について・第4期台東区障害福祉計画の体系（案）について・第4期台東区障害福祉計画の策定スケジュール（案）について |
| 第2回 | 平成26年7月23日 | <ul style="list-style-type: none">・第4期障害福祉計画策定に係る基礎資料について・第4期台東区障害福祉計画の主要事業（案）、体系（案）、骨子（案）について |
| 第3回 | 平成26年10月21日 | <ul style="list-style-type: none">・第4期台東区障害福祉計画中間のまとめ（案）について |
| 第4回 | 平成27年1月14日 | <ul style="list-style-type: none">・第4期台東区障害福祉計画（案）について |

(4) 作業部会議

| 日付 | 内容 |
|--------------------|---|
| 平成26年4月14日 | <ul style="list-style-type: none">・第4期台東区障害福祉計画の策定について・第4期台東区障害福祉計画の体系（案）について・第4期台東区障害福祉計画の策定スケジュール（案）について |
| 平成26年4月15日から10月20日 | 各作業部会ワークグループ会議 検討内容 <ul style="list-style-type: none">・医療的ケアについて・発達障害への取り組みについて・障害者就労支援室の登録者拡大について・就労アセスメントの実施について・避難行動要支援者名簿の活用について |

(5) 台東区障害者地域自立支援協議会

| 回 | 日付 | 内容 |
|--------|-----------------------|---|
| 第1回 | 平成26年2月24日 | ・平成25年度台東区障害者実態調査結果及び第4期台東区障害福祉計画の策定について ・第4期台東区障害福祉計画（平成27年度～29年度）策定スケジュール（案）について |
| 相談支援部会 | 平成26年4月9日 及び5月14日 | ・第3期台東区障害福祉計画進捗状況について |
| くらし部会 | 平成26年4月16日 及び5月21日 | |
| 就労部会 | 平成26年4月16日 及び5月21日 | |
| 第2回 | 平成26年6月4日 | ・第3期台東区障害福祉計画進捗状況について |
| 臨時合同部会 | 平成26年11月5日 | ・第4期台東区障害福祉計画中間のまとめ（案）について [相談支援・くらし・就労部会合同開催] |
| 第3回 | 平成26年11月19日 | ・第4期台東区障害福祉計画中間のまとめ（案）について |
| 第4回 | 平成27年2月4日 | ・第4期台東区障害福祉計画について |

(6) パブリックコメント

①実施期間 平成26年12月15日(月)から平成27年1月9日(金)まで

②周知方法 区公式ホームページ 及び 広報たいとう12月20日号で周知

③閲覧場所 区公式ホームページ 及び 区役所、保健所、松が谷福祉会館、社会福祉協議会、生涯学習センター、各区民事務所等の窓口

④意見数 6名 32件

(提出方法の内訳)

区公式ホームページ 4名、郵送 1名、ファクシミリ 1名

4. 用語集

あ

○医療的ケア [いりょうてきけあ]

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいます。

か

○学習障害 [がくしゅうしょうがい] (LD[える でいー])

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものです。

○グループホーム [ぐるーぷほーむ] (共同生活援助 [きょうどうせいかつえんじょ])

病気や障害などで日常生活の自立に困難のある人たちが、専門スタッフ等の援助を受けながら少人数で共同生活をする形態で、利用者間の支え合いやスタッフの援助により生活自立力の維持・向上を目指します。平成 25 年度まではより障害の重い人の介護等を行う「ケアホーム」(共同生活介護)と分かれて提供されていましたが、平成 26 年度よりグループホームに統一されています。

○権利擁護 [けんりようご]

知的障害・精神障害や認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズ表明を行うことです。また、弱い立場にある人々の人権侵害(虐待や財産侵害など)が起きないようにすることです。

○こころのバリアフリー [こころのばりあふりー]

障害や障害者等に対する差別や偏見、理解の不足、誤解等に起因する意識の障壁(バリア)をなくすことです。

さ

○サービス等利用計画 [さーびすとおりようけいかく]

障害福祉サービスの利用を希望する、又は利用している障害のある方がさまざまなサービスを上手に組み立て活用するために作る計画です。計画には、本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなどが記載されます。

○支援費制度 [しえんひせいど]

それまでの「措置制度」(都や区市町村が、サービスの内容・サービスを行う事業者や施設を決定する制度)に代わり、平成15年4月から開始された障害者福祉サービス利用制度です。障害のある人自身が、希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだ上でサービスを利用するものです。

○自立支援医療制度 [じりつしえんいりょうせいど]

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療費制度で、「更生」、「育成」、「精神通院」の3種類があります。

○自閉症スペクトラム障害 [じへいしょうすべくとらむしょうがい]

(ASD[えい えす でいー])

現在の国際的診断基準の診断カテゴリーである広汎性発達障害(PDD)とほぼ同じ群を指しており、自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害が含まれます。症状の強さに従って、いくつかの診断名に分類されますが、本質的には同じ1つの障害単位だと考えられています(スペクトラムとは「連続体」の意味です)。典型的には、相互的な対人関係の障害、コミュニケーションの障害、興味や行動の偏り(こだわり)の3つの特徴が現れます。

○就労アセスメント [しゅうろうあせすめんと]

就労継続支援サービスの更新時に、利用者についての能力、身体機能などについて情報収集を行い、どのような就労系サービスが必要なのか、課題分析を行うことを意味します。

○就労支援室 [しゅうろうしえんしつ]

障害のある方の働く場の確保と、職場定着を図ることを目的とし、就労支援及び生活支援を行っています。また、各作業所等が年間を通して安定的な受注が図れるよう受注先企業の開拓を行います。

○障害支援区分 [しょうがいしえんくぶん]

障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものです。障害者総合支援法の施行に伴い、それまでの障害程度区分から変更されました。

○障害者虐待防止法 [しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう]

障害者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律で、平成 24 年 10 月に施行されました。正式名称を「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。

○障害者差別解消法 [しょうがいしゃさべつかいしょうほう]

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するための法律で、正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。

○障害者優先調達推進法 [しょうがいしゃゆうせんちょうたつすいしんほう]

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するための法律で、平成 25 年 4 月に施行されました。正式名称を「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」といいます。

○情報アクセシビリティ [じょうほうあくせしびりてい]

年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できる度合いをいいます。

○成年後見制度 [せいねんこうけんせいど]

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。本人の判断能力のあるうちにあらかじめ援助者を決めておく「任意後見制度」と家庭裁判所の審判に基づき援助者として成年後見人等を選任する「法定後見制度」があります。「法定後見制度」は、本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の 3 類型に分かれます。

今後、認知症高齢者等の増大に伴い、親族や弁護士・司法書士等の専門職のみでは人材が不足することが見込まれるため、地域住民が社会的に成年後見人等（市民後見人）になることが期待されています。

た

○地域自立支援協議会 [ちいきじりつしえんきょうぎかい]

学識経験者、当事者、区内福祉施設関係者、就労関係者、区障害福祉担当者等を委員として構成された協議会で、区内に居住している障害者（児）が豊かに暮らすことのできる地域づくりに関し、定期的に協議を行います。

○地域生活支援事業 [ちいきせいかつしえんじぎょう]

障害者総合支援法第 77 条及び第 78 条の規定に基づき、障害福祉サービス等とは別に地方自治体が地域の特性や利用者の状況に応じて行う事業で、必ず実施することとなっている「必須事業」と、地方自治体の裁量で行える「任意事業」に分かれます。

○注意欠陥／多動性障害 [ちゅういけっかん／たどうせいしょうがい]

(AD/HD[えい でいー/えいち でいー])

「外からの刺激に振られやすい」（不注意）、「落ち着きなく、衝動的に反応する」（多動性/衝動性）などを特徴とする発達障害のタイプの一つです。

通常は、学童期までに特徴が見られ、早期からの対処が必要とされます。

な

○ノーマライゼーション [のーまらいぜーしょん]

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考えです。

は

○発達障害 [はったつしょうがい]

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものです。

○バリアフリー [ばりあふりー]

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア=Barrier）となるものを除去（フリー=Free）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去することを意味します。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられます。

○副籍 [ふくせき]

都立特別支援学校に通っている子どもたちが、住んでいる地域の通学区域の小・中学校に副次的に籍をもち、学校便りなどの交換（間接的交流）、学校行事や教科における交流および共同学習（直接的交流）を、子どもの実態等に応じて、計画的に実施する制度です。

ら

○ライフステージ [らいふすてーじ]

人間の一生における乳幼児期・児童期・青年期・壮年期・老年期などの段階に応じた区分をいいます。